

在米被爆者の健康管理手当申請「却下取り消し」判決に市が控訴

市長は控訴取り下げを!

臨時会・本会議で
日本共産党市議団が
緊急質疑



「被爆者は、どこにいても被爆者」

本会議・村上あつ子議員の緊急質疑(5月27日)

広島市議会・5月臨時会(5月27日～31日)に先立ち、在米被爆者が健康管理手当などの申請却下取り消しを求めた訴訟で、広島地裁は10日、原告の訴えを認める判決を出しました。これに対して市が控訴した問題で、日本共産党市議団を代表して村上あつ子議員が臨時会・本会議で緊急質疑しました。

村上議員は、「在米被爆者の主張を全面的に認めた広島地裁判決は、国外の被爆者を差別するやり方は被爆者援護法の精神に反する」とした画期的なもの」と強調し、市が控訴しなかつた場合について質問しました。

(社会局長答弁) 控訴しない場合、渡日せずに手当等の支給が受けられ、本市に対し国外から郵送により大量に申請されることが考えられるが、国からの財政的負担が得られないなどの問題がある。

現在、約30か国に居住する被爆者健康手帳所持者約三千五百人のうち約千三百人が手当て未支給者。仮にこれらの人がすべて申請し、健康管理手当を支給することになった場合、手当額で年間約5億円になる。

このような手当支給を広島市が続けた場合、財政的負担が得られないという問題のほか、法定受託事務なので、国は地方自治法にもとづく是正の指示を本市にすることも考えられる。

控訴審でも、厚生労働省及び法務省と協議しながら、国の法解釈の正当性について主張していくことになる。

村上議員は、「被爆者は、どこにいても被爆者。様々な事情で国外で生活している被爆者の60年間は、国内被爆者とはまた違う様々な苦勞を重ねてこられたはず。今回の判決は、原告をはじめ、国内外の被爆者・支援者に、勇気と希望を与えるもの」と主張。もつとも被爆者を理解する立場にある広島市長として、すでに控訴している長崎市とともに判決を受け入れるよう求めましたが、市は法定受託事務であることを理由に、考えを改める姿勢はみせませんでした。

(社会局長答弁) 今回の控訴は、法定受託事務についての国の強い指導にもとづき行った。結果として、先行する長崎市と同様に控訴するということにはなつたが、この控訴で問われているのは、高齢化する在外被爆者に対し国がどういう責任を果たすかということであり、長崎市とも共通の認識。

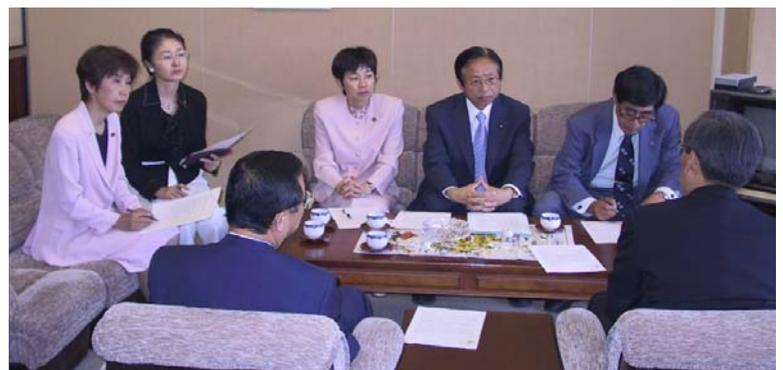
訴訟の対応とは別に、在外被爆者に対する実態に即した援護施策を実現できるよう、長崎市とともに国にはたきかけていく。

「被爆者の立場に立って控訴しないように」 党市議団が秋葉市長に申し入れ

在米被爆者の訴えを全面的に認めた広島地裁判決(5月10日)をうけて広島市長が20日、控訴する考えを示したため、党市議団は同日、市長に控訴しないよう申し入れました。

中森辰一幹事長は、「今回の判決は在外被爆者の申請を事実上締め出す施行規則は違法だと明解に示した」と主張し、控訴しないよう求めました。

応対した松井正治・社会局長は、「本心は控訴を断念したい。しかし、法定受託事務のため国の意向に従わざるを得ない。直接国を訴えてほしいくらいだ。我々も板ばさみで苦しい」と述べるにとどまりました。



申し入れをする党市議団の5議員=5月20日、広島市役所内

「8月5日 平和の夕べコンサート」 予算議会に続いて再び否決

日本共産党
は賛成

■ 5月臨時会の議案に対する日本共産党の態度(党市議団を代表して村上あつ子議員が討論をおこないました)

議案	日本共産党市議団の態度	採決
一般会計補正予算 1,100万円 (8月5日 慰霊の夕べコンサート)	賛成 被爆60周年のヒロシマ・ナガサキが何を発信するのか世界が注目している。それに議会・行政が心一つにして応えるべき。	※否決
水道事業会計補正予算 ▲1億132万円 (職員の特殊勤務手当の減額)	賛成 内勤者に支給されていた特殊作業手当の見直しは当然。この見直しが水道局の経営改善につながることをのぞむ。	可決
国民健康保険条例の一部改正	賛成 今後、県の方針で市民の保険料負担が増えないように。	可決

※ 共産、社民、公明、民主フォーラム、馬庭議員が賛成。自民系会派の一部の議員が採決時に議場退席。

	現在	改正後(追加する項目)
単身入居枠	・身体障害者(重度・中度のみ) ・50歳以上の人など	・知的・精神障害者 ・DV被害者 ・犯罪被害者 ・ホームレスだった人
子育て世帯	年収510万円以下 (4人世帯の場合、年収は税引き前)	年収610万円以下 (年収は税引き前)

都道府県や市区町村が運営する公営住宅の入居条件が社会的弱者に対して大幅に緩和されることになった。知的・精神障害者や、配偶者の暴力に悩むドメスティックバイオレンス(DV)被害者らの単身入居を認める。国土交通省が今夏にも政令を改める。安い家賃の公営住宅に受け入れることで自立支援に役立てる狙いだ。また、小学校就学前の児童も入居できる。公営住宅は全国に約219万戸ある。現行制度で単身で入居できるのは、身体障害者手帳の1〜4級を有する重・中度の身障者と50歳以上の入居者など。この単身入居基準を緩和して、①社会福祉法人などから継続的に支援を受けることができる知的・精神障害者②DV被害者③犯罪被害者④ホームレスだった人、を認める。

夏にも弱者・子育て優遇

国交省は全国的に約219万戸ある。現行制度で単身で入居できるのは、身体障害者手帳の1〜4級を有する重・中度の身障者と50歳以上の入居者など。この単身入居基準を緩和して、①社会福祉法人などから継続的に支援を受けることができる知的・精神障害者②DV被害者③犯罪被害者④ホームレスだった人、を認める。

公営住宅の入居条件緩和

夏にも弱者・子育て優遇

朝日新聞(5月9日付)

「住まいは人権」

だれにも最低限保障されるべきもの

日本共産党の
成果です!!

右の新聞記事にあるように、国交省は社会的弱者・子育て世代に対する公営住宅入居条件を緩和するため、今年の夏にも政令を改める方針を固めました。

*

1996年の公営住宅法改悪で、公営住宅施策は新設から建替に重点が移り、また入居者所得基準が引き下げられたことで居住者の高齢化・低所得化が急速に進みました。

日本共産党は、「住宅は憲法25条が規定する生存権に基づいて誰にも最低限保障されるべきもの」との立場で、「新設はしない」「入居資格要件は厳しく」「民間まかせ」との公営住宅施策を改めるよう求めてきました。

国会では、国民生活の悪化で低所得者層が増える中、公営住宅が受け入れるべき対象者はますます増えていくと訴え、障害者が安心して生活できる公営住宅の整備や入居条件の緩和、国の責任による新規建設を求めてきました。

党広島市議団も、空家修繕費の増額やエレベーター設置などのバリアフリー化をくり返し要望。今年度の空家修繕費は、土木費全体が縮小する中で前年度と同額(3億円)が確保されました。

また、3月の予算議会(3月14日・建設関係審査)では、皆川けいし議員が高齢化が進む大型団地での若年層確保策として間取りを広げる施策をとるよう要望。2005年度に基町で3戸2化(3戸を合わせて2戸にする方法)を6か所予定しているとの市答弁を引き出しました。

*

進を掲げており、公営住宅を「脱施設の受け皿」として活用する必要がありと判断した。

DV被害者については被害者保護の観点から加える。裁判所から保護命令を出されている配偶者に暴力を受けた人や婦人相談所で一時保護されている人を対象とする方向で検討している。昨年1

断でDV被害者などの単身入居を認めている事例は一部にあるが、こうしたケースを国は「目的外使用」と位置づけてきた。こうした事例に対しては自治体への補助金は

支給されていなかった。一方、未就学児のいる世帯の入居要件は現在4人世帯で年収約510万円以下(税引き前)。これを約610万円まで引き上げ、子育て世帯の入居対象者を増やす。公営住宅の入居者は現在、50歳以上が6割を占めて構成が偏っているため、子育て中の若い世代を多く受け入れてバランスのとれた地域共同体をつくる狙いもある。(橋田正城)

全体として入居条件が緩和されたことは、これまで日本共産党と広範な民主団体が求めてきたことであり一歩前進と言えます。

しかし、国交省が障害者の「脱施設の受け皿」として公営住宅を位置付けている点は、現在、国会で審議されている「障害者自立支援法案」で応益負担が導入されようとしていることを踏まえると、注意してみる必要があると思います。